

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合には、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。

3 税務署長等は、第一項の規定による書面の交付を受けた納税義務者等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 紳税義務者 第七十四条の二第一項第一号イ、同項第二号イ、同項第三号イ及び第四号イ並びに第七十四条の三第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者、第七十四条の四第一項並びに第七十四条の五第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに第五号イの規定により当該職員による質問検査等の対象となることとなる者並びに第七十四条の六第一項第一号イ及び第二号

イに掲げる者

一 調書等の提出義務者 第七十四条の二第一項第一号口及び第七十四条の三第一項第一号口に掲げる者

三 納税義務者の取引先等 第七十四条の二第一項第一号ハ、同項第二号口、同項第三号口及び第四号口、第七十四条の三第一項第一号ハからトまで並びに同項第二号口及びハに掲げる者（第七十四条の二第二項の規定により同条第一項第二号口に掲げる者に含まれることとなる者、同条第三項の規定により同条第一項第二号口又は第四号口に掲げる者とみなされることとなる者及び第七十四条の三第三項の規定により同条第一項第二号口に掲げる者に含まれることとなる者を含む。）、第七十四条の五第五号口及びハの規定により当該職員による質問検査等の対象となることとなる者並びに第七十四条の六第一項第一号口及び第二号口に掲げる者

四 税務代理人 税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）の規定により準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二（設立）に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項（税理士業務

を行う弁護士等)の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士
法人

5 第一項の規定は、当該職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については適用しない。

(事前通知をしない場合の書面の交付)

第七十四条の十 前条第一項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である納税義務者等の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税關が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面の交付を要しない。

2 前項の場合において、税務署長等は、実地の調査を終了するまでの間に、その調査の相手方である納

税義務者等に対し、前条第一項各号に掲げる事項（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）を記載した書面を交付するものとする。

（調査の終了通知）

第七十四条の十一 税務署長等は、国税に関する実地の調査を行つた結果、更正決定等（第三十六条第一項（納税の告知）に規定する納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）を含む。以下この条において同じ。）をすべきと認められない場合には、納税義務者（第七十四条の九第四項第一号（納税義務者等に対する調査の事前通知等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。）であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。以下この項において同じ。）を説明し、当該調査結果の内容を簡潔に記載した書面を交付するものとする。

3 前項の書面を交付する場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を

勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に關し当該納稅義務者が納稅申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

4 税務署長等は、第二項の調査の結果につき納稅義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付があつたとき又は更正決定等をしたときは、当該納稅義務者に対し当該調査が終了した旨を書面により通知するものとする。

5 前三項の規定にかかわらず、これらの項に規定する書面は、実地の調査を伴わない調査の場合には、当該納稅義務者からの求めがあつた場合に限り交付するものとする。

6 第一項から第四項までに規定する納稅義務者が連結子法人である場合において、当該連結子法人及び連結親法人の同意がある場合には、当該連結子法人へのこれらの項に規定する説明又は通知若しくは交付（以下この項及び次項において「説明等」という。）に代えて、当該連結親法人への説明等を行うことができる。

7 実地の調査により質問検査等を行つた納稅義務者について第七十四条の九第四項第四号に規定する税

務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項から第四項までに規定する説明等に代えて、当該税務代理人への説明等を行うことができる。

8 第一項又は第四項の通知をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは、第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定に基づき、当該通知を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行うことができる。

（当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請）

第七十四条の十二 国税庁等の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、事業を行う者の組織する団体に、その団体員の所得の調査に関し参考となるべき事項（団体員の個人ごとの所得の金額及び団体が団体員から特に報告を求める必要とする事項を除く。）を諮問することができる。

2 国税庁等又は税關の当該職員は、たばこ税に関する調査について必要があるときは、たばこ税法第十

一条第二項（税率）に規定する特定販売業者、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第九条第一項（製造たばこの販売価格）に規定する卸販売業者又は同条第六項に規定する小売販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体員の製造たばこの取引に関し参考と

なるべき事項を諮詢することができる。

3 国税庁等又は税関の当該職員は、揮発油税又は地方揮発油税に関する調査について必要があるときは、揮発油税法第二十四条（記帳義務）に規定する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体員の揮発油の製造又は取引に参考となるべき事項を諮詢することができる。

4 国税庁等又は税関の当該職員は、石油ガス税に関する調査について必要があるときは、石油ガス税法第二十四条（記帳義務）に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充填者に供給する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体員の石油ガスの充填若しくは取引又は消費に關し参考となるべき事項を諮詢することができる。

5 国税庁等又は税関の当該職員は、石油石炭税に関する調査について必要があるときは、石油石炭税法第二十一条（記帳義務）に規定する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体員の同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等の取引に参考となるべき事項を諮詢することができる

る。

6 国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税等に関する調査を行う場合に限る。）は、国税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関する参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

7 国税庁等の当該職員は、酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による免許に関する審査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該審査に關し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

（身分証明書の携帯等）

第七十四条の十三 国税庁等又は税関の当該職員は、第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、閲覧の要求、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施をする場合又は前条の職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一百二十八条第一項中「前条」を「前二条」に、「同条」を「当該各条」に改め、同条を第一百二十九条

とする。

第一百二十七条を第一百二十八条とし、第一百二十六条の次に次の一条を加える。

第一百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書に偽りの記載をして税務署長に提出した者
- 二 第七十四条の二、第七十四条の三（第二項を除く。）、第七十四条の四（第三項を除く。）、第七十四条の五（第一号二、第二号二、第三号二及び第四号二を除く。）若しくは第七十四条の六（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれららの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 三 第七十四条の二から第七十四条の六までの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

（国税犯則取締法の一部改正）

第十八条 国税犯則取締法（明治三十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

収税官吏ハ犯則事件ノ調査ニ付キ官公署又ハ公私ノ団体ニ照会シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ
得

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十九条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年
法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第十七項第一号、第十九項第二号、第二十一項第二号、第二十三項第二号及び第二十五項第
二号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第五条の二第三項中「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第七条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法
律」に改め、同条第三項中「第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等に対す
る」を削り、「の適用については」を「は、第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居

住者等について準用する。この場合において「に改め、同項の表所得税法第百五十二条の項中

修正申
正若し

修正申告書又は更正若

更正
しくは決定

で決定

の確定

第百二十条第一項第六

号

第百二十三条第二項第

七号若しくは第八号

第一百二
第八号

を

告書若しくは更
くは決定

更正

申告書に記載した、又は決定

十条第一項第四号、第六号

に改め、同表法人税法第八十条の二の項中

修正申告書若し

正若しくは決定

十三条第二項第一号若しくは第五号から
まで

くは更

更正

修正申告書又は更正若

しくは決定

更正

を

第七十四条第一項第五号に掲げる金額（当該	の確定申告書に
らの	第七十四条第一項第三号若し

記載した、又は決定

「修正申告書若しくは更

に改め、同表法人税法第八十二条の項中

正若しくは決定

項第一号に掲げる欠損金額又は
くは第五号に掲げる金額（これ

正

修正申告書又は更正若
しくは決定

更正

の連結確定申告書に記載し

第八十二条の二十二第
一項第五号に掲げる金
額（当該
る金額（これらの

た、又は決定

第一号に掲げる連結
しくは第五号に掲げ

の権利及び義務に関する法律」に改める。

第九条第一項中「特定された者」の下に「（以下この項及び第四項において「対象者」という。）」を
加え、「又はその者」を「対象者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）」の
提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該
職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に基づいて行う情報の提供のための調査につい
て必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第九条に次の一項を加える。

4 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九（第四項を除

に改め、同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者

く。) 及び第七十四条の十の規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に対象者に対し実地の調査において第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十四条の九第一項	
若しくは税務署長又は税関長	又は税務署長
国税庁等又は税關	国税庁等
納税義務者、調書等の提出義務者 又は納税義務者の取引先等（以下 「納税義務者等」）	租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律（第五項及び次条 において「租税条約等実施特例 法」という。）第九条第一項（相 手国等から情報の提供要請があつ た場合の当該職員の質問検査権）

に規定する対象者（以下この条及び次条において「対象者

調査（税関の当該職員が行う調査

にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）

第七十四条の二から第七十四条の

六まで（当該職員の質問検査権）

納税義務者等（当該納税義務者又

は調書等の提出義務者について税

務代理人がある場合には、当該税

務代理人を含む。次条第二項にお

対象者

同項

--	--	--

第七十四条の九第一項		第七十四条の九第五項	第三項	第七十四条の九第二項及び	いて同じ。）
前条第一項	、同項	から第六号まで 非違	第五号及び第六号	納稅義務者等	事項（第四号に掲げるものを除く。）を
租税条約等実施特例法第九条第四項（相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検	、第一項	租税条約等実施特例法第九条第一項の要請を受けて提供する情報の存在		対象者	事項（第四号に掲げるものを除く。）を

					査権)において準用する前条第一項
第七十四条の十第二項					
前条第一項各号	納税義務者等	同項	国税に関する調査	国税庁等若しくは税関 正確な課税標準等又は税額等	対象者 納税義務者等
租税条約等実施特例法第九条第四	対象者	第一項	同項の規定に基づいて行う情報の提供のための調査又は同項に規定する相手国等の租税に関する調査	租税条約等実施特例法第九条第一項の要請を受けて提供する情報	

項において準用する前条第一項各

及び第二号	号
、第二号及び第四号	

第十条中「前条」を「前条第一項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第十三条第一項第二号を次のように改める。

二 第九条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提示した者

（租税特別措置法の一部改正）

第二十条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）

目次中
第四節 協同組合の課税の特例（第六十一条）

を 第

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

を 第

第四節の三 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

」 第

三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）

三節の四 國際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第六十一条）

三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十一条の二）

「第十四
に、
第十五

四節 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の三・第六十一条の三の二）

四節の二 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

」

節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

を

節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）」

を

「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

第十四節の二 國際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例（第六十

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十八条の六十三の三）

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十

八条の六十三の二）

に、「第六十八条の八十五の四」を「第六十八条の八十五の三」に、「第三節の二
五）」

「第三節の二 石油石炭税法の特例

石油石炭税法の特例（第九十条の四—第九十条の七）」を 第一款 地球温暖化対策のための課税の

第二款 その他の特例（第九十条の四—

特例（第九十条の三の二—第九十条の三の四）に、「・第九十条の九」を「一第九十条の九」に、「・
第九十条の七）」

第九十八条」を「一第九十八条」に改める。

本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条第一項に次の二号を加える。

十六 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

第二条第二項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第十九号の二を第十九号とし、同項に次の二号を加える。

三十 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

三十一 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第

三項に規定する更正請求書をいう。

第四条の四の次に次の二条を加える。

(特定寄附信託の利子所得の非課税)

第四条の五 特定寄附信託契約に基づき設定された信託（以下この条において「特定寄附信託」とい
う。）の信託財産につき生ずる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配（公社債の
利子又は貸付信託の収益の分配にあつては、当該公社債又は貸付信託の受益権が社債、株式等の振替に
関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、
かつ、当該公社債又は貸付信託の受益権が当該信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額
として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。第三項及び第五項において「利
子等」という。）については、所得税を課さない。

2 前項に規定する特定寄附信託契約とは、居住者が、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四
号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に
関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規
定する金融機関を含む。）との間で締結した当該居住者を受益者とする信託契約で、当該信託財産を所
得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金（同条第三項の規定又は第四十一条の十八の二第一項の
規定により特定寄附金とみなされたものを含む。）のうち民間の団体が行う公益を目的とする事業に資

するものとして政令で定めるもの（第五項において「対象特定寄附金」という。）として支出することを主たる目的とすることその他計画的な寄附が適正に実施されるための要件として政令で定める要件が定められているものをいう。

3 第一項の規定は、前項の居住者が、特定寄附信託契約の締結の後、最初に第一項の規定の適用を受けようとする利子等の支払を受ける日の前日までに、その者の氏名、住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第七項において「特定寄附信託申告書」という。）に、当該特定寄附信託契約の契約書の写しを添付して、これを当該特定寄附信託に係る受託者を経由し、その居住者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 前項の場合において、特定寄附信託申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項の受託者においてその受理がされた日にその提出があつたものとみなす。

5 特定寄附信託契約又はその履行につき、その信託財産を対象特定寄附金として支出することを主たる目的としなくなつたことその他の計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実として政令で定める事実が生じた場合には、当該特定寄附信託契約の締結の時から当該事実が生じた日までの間に

支払われた利子等については、第一項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日に
おいて当該利子等の支払があつたものと、当該特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとそ
れぞれみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

6 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第七十八条の規定並びに第四十一条の十八の二及び
第四十一条の十八の三の規定の適用については、同法第七十八条第二項中「学校の入学にしてするも
のを除く」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項（特定寄附
信託の利子所得の非課税）の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分及び学校
の入学にしてするものを除く」と、同条第三項中「支出した金錢」とあるのは「支出した金錢（租税
特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分を除
く。）」と、第四十一条の十八の二第一項中「その寄附をした者」とあるのは「第四条の五第一項の規
定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分及びその寄附をした者」とする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、特定寄附信託の信託財産につき備え付けるべき帳簿に関す
る事項、特定寄附信託申告書を提出した者がその提出後当該特定寄附信託申告書に記載した事項を変更